

雇用保険二事業における各事業の実施状況

事業名 (事業番号)		「職業能力形成システム」の構築 (20-111) ※「雇用組合せ型訓練、携帯ポータルサイト事業 (キャリア・コンサルティングによる就職活動メール相談事業を含む) 及び個別求人開拓推進員等の設置」を含む				
実施主体		直轄、民間団体等、(独) 雇用・能力開発機構				
事業概要		「職業能力形成システム (通称: ジョブ・カード制度)」の構築を図るため、 ①中央及び地域にジョブ・カードセンターを設置し、広報、啓発、職場見学・体験講習及び活用促進事業 ②企業の求める人材能力要件を踏まえた「モデル評価シート」の開発 ③携帯サイトを活用した情報提供等の体制整備 ④雇用関係の下で実習と座学とを組み合わせた新たな有期実習型訓練を創設し、訓練や能力評価等に取り組む事業主に対する助成措置の創設 ⑤各都道府県の主要なハローワークに有期実習型求人開拓推進員の配置等を実施				
年 度		平成 17	18	19	20	21
予算額 (千円)		—	—	—	3, 885, 434	5, 274, 764
目標と評価	目標	—	—	—	①「職業能力証明書」の対象となるジョブ・プログラムの修了者数: 3年間で総計 20 万人程度 ②ジョブ・カード取得者数: 3年間で総計 50 万人程度 ③職業能力形成プログラムにおける以下の訓練について、 ・委託訓練活用型デュアルシステム (若年者) の就職率 75%以上 ・有期実習型訓練修了 3 か月後の就職率 75%以上 ・「実践型人材養成システム」普及のための地域モデル事業実施団体における訓練生の訓練修了 3 か月後における定着率: 80%以上 【目標管理期間: 平成 20 年度~22 年度】	①ジョブ・カード取得者数: 5年間で100 万人 (平成21年度は15万人) ②職業能力形成プログラムの修了者数: 5年間で40万人 (平成21年度の職業能力形成プログラムの受講者数5.8万人) ③有期実習型訓練修了 3 か月後の就職率 75%以上 【目標管理期間: 平成 20 年度~平成 24 年度】
	目標の達成度合い	—	—	—	①職業能力形成プログラムの訓練開始者数 約3.5万人 (平成20年度) ②ジョブ・カード取得者数 約6.5万人 (平成20年度) ③委託型訓練活用型デュアルシステム (若年者) の就職率72.5% 有期実習型訓練の就職率 82.1% 「実践型人材養成システム」普及のための地域モデル事業における定着率95.8%	—
	事業執行率	—	—	—	①中央ジョブ・カードセンターの設置数: 100% (1箇所/1箇所) 地域ジョブ・カードセンターの設置数: 100% (47箇所/47箇所) 職場見学・体験講習の実施回数: 87% (82回/94回) ②モデル評価シートの開発数: 100% (10業種/10業種)	—

					③携帯サイトのアクセス件数：平成20年度にシステムを構築し、平成21年度より稼働開始 ④有期実習型訓練受講者数：5%（505人／10,000人） 有期実習型訓練実施企業に対する助成金支給額 1.1%（5,544千円／511,890千円） ⑤有期実習型求人開拓推進員の設置数：100%（74人／74人）	
	評価結果	－	－	－	－	－

## 〈調査結果〉

### ○ 職業相談業務の実施状況（項目2－イ関係）

本事業では、各都道府県の主要な安定所に有期実習型求人開拓推進員を配置し、「有期実習型求人開拓推進員設置要領（「職業能力形成プログラム業務実施要領」（平成20年5月28日付け職発第0528001号・能発第0528003号各都道府県労働局長あて厚生労働省職業安定局長・同職業能力開発局長連名通知）別紙13）に基づき、①事業主に対して、ジョブ・カード制度の中の職業能力形成プログラムのうち、有期実習型訓練及び実践型人材養成システム（以下「雇用型訓練」という。）の周知・啓発を行うこと、②「職業能力形成システム普及促進事業」により設置される地域ジョブ・カードセンター及び同センターのブランチ（以下「地域JCC」という。）と密接に連携して、雇用型訓練への参加を希望する企業を開拓すること、③求人開拓の実施に際し、求人事業主が雇用型訓練の参加を希望する場合は、地域JCC又は（独）雇用・能力開発機構都道府県センターに取り次ぐこと、④求職情報の公開を希望するジョブ・カード制度の対象求職者（職業能力形成機会に恵まれなかった者）の情報を活用し、求人者に対し、これらの求職者情報を提供しつつ求人（雇用型訓練に係る求人を含む。）開拓を実施することとされている。有期実習型求人開拓推進員は、平成20年度において、全国の労働局に合計74人配置されており、労働局ごとの配置状況は、表1のとおりである。

表1 有期実習型求人開拓推進員の配置状況

配置人数	該当労働局
5人	東京
4人	大阪
3人	埼玉、千葉、神奈川、静岡、愛知、福岡
2人	北海道、宮城、茨城、栃木、新潟、京都、兵庫、広島
1人	上記以外の31労働局

（注）当省の調査結果による。

求人開拓については、有期実習型求人開拓推進員以外にも、若年者雇用アドバイザー（20-066）、職業相談員（障がい者求人開拓担当）（一般会計）などがそれぞれの職務として求められる職種の企業を中心に企業訪問を行っている。

今回、5労働局（宮城、東京、石川、香川及び福岡）における有期実習型求人開拓推進員の業務の実施状況について調査した結果、以下のような状況がみられた。

(香川労働局)

高松安定所には、有期実習型求人開拓推進員（1人）以外にも若年者雇用アドバイザー（20-066）及び職業相談員（障害者求人開拓担当）（一般会計）が配置され、それぞれの職務とされる職種の企業を中心として、企業訪問を行い求人開拓に当たっている。企業訪問には公用車を利用しているが、利用できる公用車が1台しかない。このため、有期実習型求人開拓推進員は公用車が使えず、求人開拓が行えない時間帯には、安定所の事業所部門で同部門に配置されている事務補助職員（非常勤）が通常担当している求人受理データの入力処理及び出力帳票の整理作業を行っている。有期実習型求人開拓推進員者が単独で求人開拓を実施するようになった平成20年7月以降の求人開拓の実施日数をみると、表2のとおり、月に2日間～7日間にとどまっており、1か月の大半は、本来業務ではない求人受理データの入力処理及び出力帳票の整理に従事している。

なお、高松安定所では、求人実績のある高松管内の企業を中心に、有期実習型求人開拓推進員の判断で選定・訪問を行っているが、企業では、経営状態が厳しいため訓練生を受け入れる余裕がなく、採用するとしても即戦力の人材を求める傾向が強いことから、雇成型訓練受入求人の開拓は厳しいのが現状であるとしている。有期実習型求人開拓推進員の月別の活動実績をみると、表2のとおり、単独で求人開拓を開始した平成20年7月以降の7か月間の訪問企業数は46社、そのうち雇成型訓練受入求人の確保件数は1社（2人分）のみ、一般求人の開拓件数は19社（33人分）にとどまっている。

表2 有期実習型求人開拓推進員の月別の活動実績（高松安定所の場合）

年月	求人開拓実施日数	訪問企業数	求人確保数		備考
			雇成型訓練受入求人	一般求人	
平成20年4月	—	—	—	—	事業所部門配置
5月	4日間	6社	—	—	・研修期間 ・ノウハウの習得のため、他の事業所訪問を行う相談員に同行
6月	4日間	6社	—	—	
7月	7日間	9社	無	3社（6人分）	・1人で訪問開始 ・ジョブ・カードの周知及び求人開拓等
8月	4日間	5社	無	2社（3人分）	
9月	2日間	3社	無	1社（2人分）	
10月	4日間	6社	無	3社（5人分）	
11月	4日間	10社	1社（2人分）	3社（6人分）	
12月	3日間	7社	1社（再募集）	2社（3人分）	
21年1月	4日間	6社	1社（再募集）	5社（8人分）	
20年7月以降の計	28日間	46社	1社（2人分）	19社（33人分）	

(注) 当省の調査結果による。

(宮城労働局)

仙台安定所の求人部門における職業相談員等の配置状況をみると、表3のとおり、有期実習型求人開拓推進員1人を含め、5種類の職業相談員が配置されているものの、各相談員別

に窓口を設けることが難しいことから、本来業務のほか、他の相談員の業務も混在して実施している。

表3 仙台安定所求人部門における職業相談員の配置状況

職業相談員名	事業番号	会計名	人数
有期実習型求人開拓推進員	20-111	雇用勘定	1
個別求人開拓推進員	20-004	雇用勘定	2
キャリアサポーター	20-081	雇用勘定	4
職業相談員（障害者求人開拓担当）	—	一般会計	1
高齢者雇用専門員	—	一般会計	1
計			9

（注）当省の調査結果による。

（福岡労働局）

福岡労働局管内の各安定所では、求人開拓を目的に、安定所長を筆頭にした「特別求人開拓班」を設けて、事業所訪問を行っており、その際、管内の3人の有期実習型求人開拓推進員が同行しているのみの活動にとどまり、当該推進員が単独で求人開拓を行うことはない。